

貸金業者登録票および貸付条件等

■貸金業者登録票

貸金業者登録票

登録番号 東京都知事（6）第 31059 号
登録有効期間 令和 5 年 4 月 15 日 ～ 令和 8 年 4 月 15 日まで
商号 いちご地所株式会社

■貸付条件表

貸付条件表	
貸付の種類	証書貸付 極度方式貸付
貸付利率	10 万円未満 実質年率 20.0% 10 万円以上 100 万円未満 実質年率 18.0% 100 万円以上 実質年率 15.0%
返済の方式	その他の方式（個別契約により規定する）
返済期間	その他の方式（個別契約により規定する）
返済回数	その他の方式（個別契約により規定する）
賠償額の元本に対する割合	実質年率 20.0%
担保について	不動産・有価証券
主な返済例	貸付金 100 万円、貸付期間 1 年間、一括返済方式、 年率 15.0%、返済額 115 万円
貸金業務取扱主任者の氏名	比留田 雅哉
指定紛争解決機関の名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■ 媒介条件表

媒介条件表	
媒介の種類	証書貸付の媒介 極度方式基本契約の媒介
媒介手数料 計算方法	貸付金額 × 媒介手数料率 = 媒介手数料金額
媒介手数料の割合	媒介手数料率 = 5.0%
媒介先の貸付利率又は割引率	15.0%
媒介先の返済方式	元利均等方式・一括返済方式
媒介先の返済期間	その他の方式（個別契約により規定する）
媒介先の返済回数	その他の方式（個別契約により規定する）
貸金業務取扱主任者の氏名	比留田 雅哉
指定紛争解決機関の名称	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター